

令和2年9月30日

入札・契約関係者 各位

津山市契約監理室

工事請負・業務委託契約書（約款）の改正について（お知らせ）

建設業法の改正（令和2年10月1日施行部分）等に伴い、津山市工事請負契約書及び業務委託契約書を改正します。

本改正は、令和2年10月1日以降に契約を締結する建設工事及びコンサルタント業務委託契約が対象となります。

#### 1 主な改正点

- ・建設工事請負契約約款の現場代理人等の条項に「監理技術者補佐」等を規定。
- ・建設工事請負契約約款に「著しく短い工期の禁止」、コンサルタント業務委託契約約款に「適正な履行期間の設定」を規定。

※ 詳細は新旧対照表をご確認ください。

#### 2 契約書について

令和2年10月1日に契約監理室ホームページ掲載の「契約書」の差し替えを行います（契約監理室ホームページ>工事・コンサル>3 様式集に掲載）。

令和2年10月1日以降に契約を締結する工事・コンサルタント業務案件は、改正後の契約書で作成いただきますようお願いいたします（契約書様式の左上部分に「20201001」と表示されています）。